



特別徴収とは

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和8年度の市民税・県民税・森林環境税の特別徴収をお願いすることになりました。つきましては、関係書類を送付いたしますので、ご確認をお願いいたします。

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者(特別徴収義務者)が、給与所得者(納税義務者)に支払う給与から市民税・県民税・森林環境税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。原則としてアルバイト・パート、役員等を含む全ての従業員等から特別徴収する必要があります。

〈“特別徴収に関するよくある質問集”(次頁)をご活用ください〉

従業員が入社したとき、退職したときの手続きなど、千葉市に寄せられることの違いの多い質問と回答を掲載しています。

お問い合わせの前に、ぜひご活用ください。

**千葉市の特別徴収業務は西部市税事務所市民税課
(美浜区役所内)で行っています**

千葉市 市税のホームページ

検索

〈問い合わせ先・提出先〉

〒261-8582 千葉市美浜区真砂5丁目15番1号(美浜区役所内)

千葉市西部市税事務所 市民税課

電話 **043(270)3141・043(270)3140**

※ただし、退職所得にかかる市民税・県民税の納入に関するお問い合わせ先・提出先はこちら

住所：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所納税管理課 収納班

電話：043(245)5125

お知らせ

○同封物のご案内(書面受取の場合)

- 1 令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)
- 2 令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)
- 3 納入書

12か月分+予備2枚(当初税額通知の場合)

※ただし、納期の特例の承認を受けた場合は2回分+予備2枚

〔私製の納入書及び銀行の納入事務代行サービスを利用されている事業所もしくは納入書を希望されない事業所等には送付しておりません。必要な場合はその旨ご連絡ください。〕

○納税義務者のご確認

上記1の通知書に記載されている納税義務者を確認してください。

〔退職・転勤等している方が記載されている場合には、至急「給与所得者異動届出書」を提出してください。〕

○私製の納入書及び銀行の納入事務代行サービスを新たに利用される場合、次の事項を必ず記入してください。

市区町村コード	121002
□ 座 番 号	00190-7-960292
加 入 者 名	千葉市会計管理者

特別徴収に関するよくある質問集

1 特別徴収税額の変更通知が届いた場合、どうすればいいですか？

当初に送付した特別徴収税額について変更があった旨の通知のため、納税義務者用（処理内容により送付されないこともあります）を従業員等に渡していただくとともに、千葉市に納入する税額が変更されておりますので、変更後の月割額で徴収し、納入書の金額を手書き訂正してください。

（訂正方法については、納入書の裏面または18頁の記入例をご覧ください。）

2 特別徴収税額は、なぜ口座振替できないのですか？

従業員等の異動等により毎月の振替金額に変動があるため、口座振替に適さないことから、実施しておりません。

3 特別徴収税額は、なぜコンビニ納入できないのですか？

コンビニ納入を行うためには、納入書にバーコードの記載が必須です。しかし、バーコード情報が記載されている納入書は訂正をすることができず、頻繁に毎月の納入金額について変動が生じる特別徴収税額の納入には適さないため、実施しておりません。

4 特別徴収関係書類を提出する場合には、個人番号又は法人番号を記載する必要がありますか？

特別徴収関係書類を提出する場合には、個人番号又は法人番号の記載が法令により義務付けられています。記載がない場合、後日改めて照会させていただく場合があります。

5 特別徴収関係書類の提出期限はいつですか？

異動日の翌月10日までにご提出ください。
（6頁「5 給与所得者が異動したとき」参照）

6 普通徴収を希望した従業員の税額が特別徴収として通知されたのはなぜですか？

給与支払報告書提出時、普通徴収切替理由書に記載されている符号が摘要欄に記入されていない場合又は普通徴収切替理由書が提出

されていない場合は、原則、特別徴収となります。

普通徴収切替理由に該当する場合には、「給与所得者異動届出書」を提出することにより、特別徴収から普通徴収へ変更することができます。なお本人の希望等による普通徴収への変更はできません。

7 特別徴収していた従業員が退職したときや、別の会社で特別徴収を希望したときは、どの書類の提出が必要ですか？

「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。（6頁「5 給与所得者が異動したとき」参照）

8 新しく従業員が入社したときは、どの書類の提出が必要ですか？

「特別徴収切替届出（依頼）書」の提出が必要です。（7頁「6 普通徴収から特別徴収への切替」参照）

9 会社の所在地等を変更したときは、どの書類の提出が必要ですか？

「所在地・名称変更届出書」の提出が必要です。（7頁「8 特別徴収義務者の所在地・名称の変更」参照）

代表者のみの変更の場合は提出不要です。

※通知書の誤配達を防止するために、所在地や名称、書類送付先の変更があった際は、「所在地・名称変更届出書」を速やかにご提出ください。

10 納入書を紛失したときは、どうすればいいですか？

当初に送付した白紙の納入書または、千葉市のホームページからダウンロードした納入書を使って納入してください。

11 年の途中で引っ越した場合の納税地はどこですか？

従業員が令和8年1月1日現在で千葉市に居住し、その後、年の途中で他市町村へ引っ越した場合であっても、令和8年度分の市民税・県民税・森林環境税は千葉市に納めていただくこととなります。（7頁「7 納税義務者が千葉市から転出したとき（1）」参照）

12 寄附金控除（ふるさと納税等）の額は、税額通知書のどこに記載されていますか？

特別徴収税額通知書(納税義務者用)の摘要欄に記載されています。

なお、市民税・県民税の年税額（所得割）から控除されており、還付されるものではありません。

13 税額を誤って納入してしまったときは、どうすればいいですか？**(1) 多く納めてしまった場合**

事業所あるいは従業員への還付、または納期未到来分等への充当となります。納め過ぎとなっている金額について、ご希望の取扱いをご連絡ください。

なお、ご連絡がない場合には、事業所へ還付させていただく場合があります。

(2) 少なく納めてしまった場合

当初に送付した予備の納入書または千葉市のホームページからダウンロードした納入書に期別（年月分）、指定番号、不足額を記入して差額分を納入してください。なお、納期限を過ぎて納入すると延滞金がかかる場合があります。（17頁「2 特別徴収税額の延滞金」参照）

14 納入書で納入したのに督促状が届いたときは、どうすればいいですか？

以下の点についてご確認をお願いします。

(1) 「特別徴収税額の変更通知書」が届いていないか。

→ 特別徴収税額に変更があった場合は、上記の通知書にてお知らせしております。

(2) 退職等により納入額のみ訂正し、給与所得者異動届出書の提出を忘れていないか。

→ 給与所得者異動届出書の提出をお願いします。

(3) 誤った月の納入書で納入していないか。

→ 正しい納入書で再度納入をお願いします。

15 給与収入と公的年金収入があります。公的年金所得に係る市民税・県民税・森林環境税を給与所得分に合算して特別徴収することはできますか？

給与分に合算して特別徴収することはできません。給与からは給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税が、年金からは公的年金所得に係る市民税・県民税・森林環境税がそれぞれ特別徴収されることとなります。

※重複して差し引かれているわけではありません。また、森林環境税は、給与所得分または公的年金所得分のいずれかで特別徴収されます。

16 森林環境税とは何ですか？

森林環境税とは森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるために、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市民税・県民税の均等割とあわせて1人年額1,000円が徴収されることになりました。

17 特別徴収関係書類を他市町村の様式や独自様式などで提出してもいいですか？

受付できない場合があります。原則として、千葉市所定の様式をご活用ください。

18 特別徴収税額の変更通知書の到達前に、月割額や徴収開始月などを連絡してもらうことはできますか？

個別の連絡は行っておりません。通知書をご確認ください。

eLTAXで業務効率化!

千葉市では、市民税・県民税・森林環境税（給与支払報告書や特別徴収関連手続き）の電子申告・電子納税を受け付けています。

電子申告のメリット

- ① インターネットで、オフィスや自宅から簡単に申告できます。
- ② 複数の地方公共団体への申告がまとめて1度に送信できます。
- ③ eLTAX用ソフト（PCdesk DL版）で申告書作成が簡単にできます。

電子納税（共通納税）のメリット

- ① インターネットで、オフィスや自宅から簡単に納税できます。
- ② 複数の地方公共団体への納税をまとめて1度に行うことができます。
- ③ 電子申告を行った申告情報や特別徴収税額通知データを共通納税システムに引き継いで納税することができます。
- ④ 事前に登録した金融機関口座を指定して、地方税を直接納税することができます。（ダイレクト納付）
- ⑤ 地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納税できます。
- ⑥ 共通納税システムを利用した納税の手数料は、クレジットカード払いを除き無料です。クレジットカード納付によるシステム利用料は1万円まで37円(税抜)、以後は1万円ごとに75円(税抜)ずつ加算されます。

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

【～令和8年8月】 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

【令和8年9月～】 <https://www.lta.go.jp/>

スマートフォンからもご覧いただけますが、利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

目次

■お知らせ	4
■特別徴収の事務処理	5
■特別徴収税額の納入	17
■納入書の取り扱い	18
■退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収	20
■市民税・県民税・森林環境税の課税	22
■各種書類のダウンロード手順	裏表紙

※特別徴収関係書類は、千葉市のホームページからダウンロードできます。（裏表紙参照）
コピーしたのも、お使いいただけます。

●各種届出の様式は同封していません。

各種届出の様式は、千葉市のホームページからダウンロードできません。詳しくは裏表紙をご確認ください。

インターネット環境がない等の理由でダウンロードができない場合には、表紙の問い合わせ先までご連絡ください。必要な様式を郵送いたします。

●給与所得者異動届出書について

給与所得者異動届出書は法令等に定める第18号様式にてご提出をお願いいたします。

特別徴収の従業員が異動（退職等）した場合は、異動月の翌月10日までに給与所得者異動届出書を提出してください。

また、令和9年1月1日以降に退職等される場合の未徴収税額は「一括徴収」が義務付けられています。未徴収税額が給与額（退職手当等）を上回る場合、または死亡による退職の場合はこの限りではございません。なお、特別徴収継続の開始月については、7頁5（3）をご覧ください。

●給与支払報告書について

給与支払報告書への給与所得者及び扶養親族に係る個人番号は、法令により記載が義務付けられています。記載がない場合、後日改めて照会させていただく場合があります。

また、提出が令和8年2月2日（月）を過ぎていた場合、以下の影響が生じることがあります。

- ・税額決定通知書の発送が遅れるうえ、従業員の所得証明書が発行可能になる時期も遅れます。
- ・特別徴収が6月分（または希望される月）から開始できない場合があります。
- ・年税額の支払い回数が減ることで、1回あたりの納付額が大きくなります。

税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が100枚以上であるときは、給与支払報告書は電子申告（eLTAX等）で提出する必要があります。電子申告（eLTAX等）で千葉市に提出される場合には、千葉市コー

ド「121002」をお使いください。

●特別徴収税額通知の受取方法について

令和6年度以後は、特別徴収義務者（事業所）のeLTAX上の選択にもとづき、納税義務者用についても電子的に特別徴収義務者を介して納税義務者へ送付することが可能になりました。ただし、受取のためには、eLTAXによる給与支払報告書提出時に受給者番号が必須項目となります。受給者番号に不備がある場合、通知は書面での郵送となります。また、通知先のEメールアドレスを変更した場合は、「特別徴収税額通知の受取方法変更届出書」の提出をお願いします。

※受給者番号には使用不可文字等があります。その他詳細はeLTAXホームページをご確認ください。

◎地方税ポータルシステム（eLTAX）により給与支払報告書をご提出された特別徴収義務者には、平成29年度から、法的効力を持たせた電子署名を付与した税額通知をeLTAXにより提供できるようになりました。詳細は「地方税共同機構」のホームページをご覧ください。

(<https://www.lta.go.jp>)

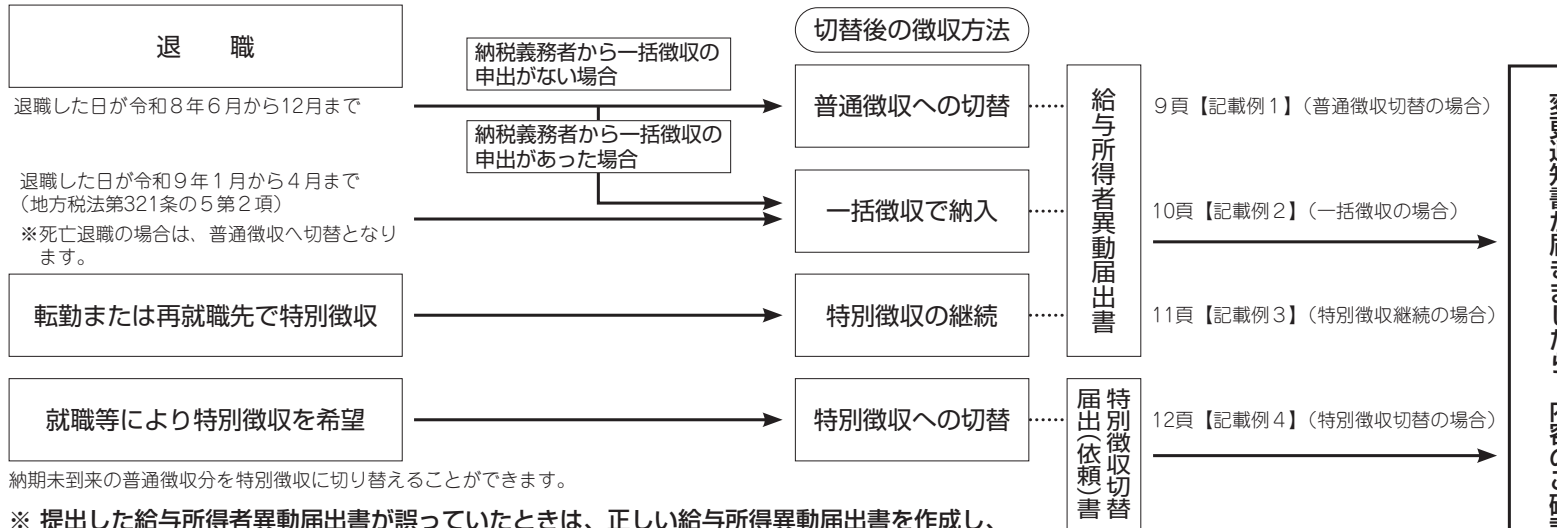
令和6年度から納税義務者も希望により、電子で送ることが可能になりました。

◎平成30年度より、給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、当該通知に記載すべき事項を電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法又は光ディスク等に記録する方法により提供する場合には、マイナンバーの記載を行い、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととなりました。

特別徴収の事務処理

異動が生じた場合の手続きについて

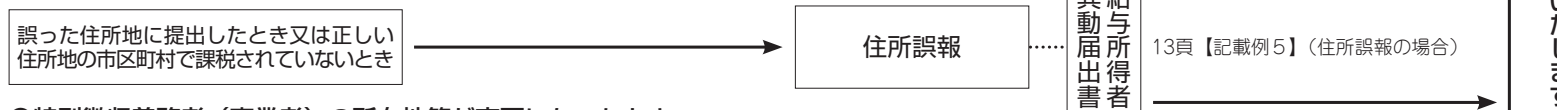
●給与所得者（納税義務者）が異動したとき



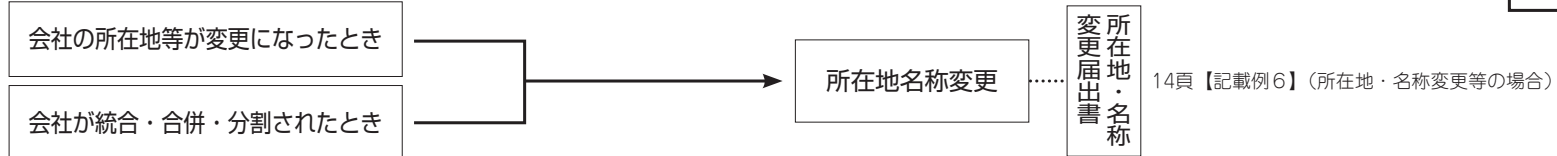
納期未到来の普通徴収分を特別徴収に切り替えることができます。

※ 提出した給与所得者異動届出書が誤っていたときは、正しい給与所得異動届出書を作成し、「訂正分」と上段欄外に朱書きの上、訂正箇所にはマーカーし、至急提出してください。

●給与支払報告書に記載した納税義務者の住所が異なっていたとき （千葉市以外の住所と判明した場合）



●特別徴収義務者（事業者）の所在地等が変更になったとき



※法人番号が変更となる場合は、元の指定番号を継続使用することはできません。新たに指定番号を作成します。
また、指定番号が変更となる場合は、転勤の異動届出書の提出が必要です。

千葉市から特別徴収義務者（事業者）へ変更通知書が届きましたら、内容のご確認をお願いいたします。

1 特別徴収とは

給与支払者（特別徴収義務者）が、給与所得者（納税義務者）の市民税・県民税・森林環境税を毎月の給与から徴収し、その翌月10日までに市町村に納入する制度をいいます。

令和8年度の特別徴収は、令和8年6月分から令和9年5月分までとなります。

2 特別徴収税額の通知

特別徴収義務者に、『特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）』を送付いたします。

各納税義務者に、『納税義務者用』を5月31日までにお渡ししてください。

退職・転勤等により納税義務者に配付が出来ない場合は、返送と同時に給与所得者異動届出書を提出してください。

3 特別徴収税額の徴収

特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）に記載されている、各納税義務者の『月割額』を、給与から徴収してください。

年税額が5,000円以下の場合は、最初の徴収月の給与から全額を徴収することになります。

4 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知後に、税額が変更になった場合は『特別徴収税額の変更通知書』を送付しますので、『変更後の月割額』で徴収してください。

なお、その場合でも変更後の納入書は新たに送付しておりませんので、税額を訂正して使用してください。（納入書裏面記入例または18頁を参照）

『納税義務者用』は、納税義務者にお渡しください。

5 給与所得者が異動したとき

給与所得者が退職・転勤等した場合は、異動した月の翌月10日までに『給与所得者異動届出書』を提出してください。

* 給与支払報告書提出後、4月1日までに退職等した場合は、4月15日（必着）までに給与所得者異動届出書を提出してください。

* 令和8年度市民税・県民税・森林環境税の課税市町村と、令和9年度の給与支払報告書の提出先市町村が異なる場合は、両方の市町村に給与所得者異動届出書を提出してください。

(1) 普通徴収への切替《9頁 記載例1》

一括徴収又は特別徴収継続以外の場合は、普通徴収となります。なお、本人の希望による普通徴収への変更はできません。また、死亡退職の場合は、「異動の事由」を「4 死亡」としてください。

(2) 一括徴収《10頁 記載例2》

退職等により特別徴収できなくなった未徴収税額（残税額）の徴収は、次の区分により残税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合に一括徴収となります。

また、退職後に海外へ出国することが明らかな場合も一括徴収をお願いします。なお、一括徴収が困難な場合は、納税管理人申告書・承認申請書を西部市税事務所市民税課へご提出ください。

●残税額の一括徴収

退職等の年月日	残税額の徴収方法
令和8年6月1日 ～令和8年12月31日	普通徴収 一括徴収 } 本人の選択による
令和9年1月1日 ～令和9年4月30日	一括徴収 (本人の申出不要) ※一括徴収が義務付けられています。

- * 納入にあたり、納入書の納入額を変更する必要があります。
(一括徴収した税額を納入する月の納入額に合算し、以降の月の納入額から対象者の月割額を差し引いてください。)
- * 死亡による退職の場合は一括徴収できません。普通徴収への変更となりますのでご注意ください。《9頁 記載例1》参照)

(3) 特別徴収継続《11頁 記載例3》

給与所得者異動届出書は、新しい勤務先へ回送せず、「1. 特別徴収継続の場合」欄まで記入し、千葉市へ直接送付してください。
新しい給与支払者(勤務先)で引き続き特別徴収を希望する場合は、**新しい勤務先に月割額及び徴収開始月を連絡**してください。
ただし、再就職先が不明の場合は、普通徴収へ切替とします。
※月割額の記載がない場合や千葉市で初めて特別徴収を行う事業所の場合、特別徴収の開始月は以下の通りです。

提出期限(必着)	開始月	提出期限(必着)	開始月
4月15日	6月～	10月末日	12月～
5月末日	7月～	11月末日	1月～
6月末日	8月～	12月末日	2月～
7月末日	9月～	1月末日	3月～
8月末日	10月～	2月末日	4月～
9月末日	11月～	3月末日	5月～

6 普通徴収から特別徴収への切替《12頁 記載例4》

『特別徴収切替届出(依頼)書』を提出してください。

- (1) 普通徴収の納期限が過ぎた税額については、特別徴収への切替ができません。納税義務者本人に、ご自身で納めるようお伝えください。
※普通徴収で口座振替を設定されている場合、納期限が差し迫った期別の税額を特別徴収へ切り替えられない場合があります。
- (2) 公的年金所得に係る税額は、給与からの特別徴収に追加することはできません。
- (3) 二重納付防止のため、普通徴収の納付書(納期末到来分)の添付をお願いします。既に納入済みの分や、口座振替の場合は不要です。

- (4) 特別徴収切替届出(依頼)書を提出する時期によっては、提出した後に、納税義務者本人へ切替対象期別の普通徴収の納付書が届く場合があります。その際に届いた納付書は使用しないようお伝えください。

7 納税義務者が千葉市から転出したとき

- (1) 令和8年度市民税・県民税・森林環境税は令和8年1月1日現在の居住地で課税されます。千葉市で課税した納税義務者が、その後市外に転居しても、令和8年度分は全て千葉市に納税してください。
*** 転居による異動届出書は提出不要です。**
- (2) 給与支払報告書提出後に、1月1日現在の住所が千葉市以外であったことが判明した場合は、
 - ①住所誤報で『給与所得者異動届出書』を提出してください。
《13頁 記載例5》
 - ②正しい住所の市町村には、新たに給与支払報告書を提出してください。

8 特別徴収義務者の所在地・名称の変更《14頁 記載例6》

- (1) 特別徴収義務者の所在地・名称・送付先等を変更した場合は、速やかに『特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書』を提出してください。代表者のみ変更した場合は提出不要です。
- (2) 統合・合併・分割・法人格化にともない、指定番号の新規取得または変更があった場合は、納税義務者の転動手続きが必要ですので、『給与所得者異動届出書』もあわせて提出してください。

9 特別徴収税額の納期の特例を受ける場合

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の事業所等には、「特別徴収税額の納期の特例」制度があります。
「特別徴収税額の納期の特例」制度の適用を受ける場合には、「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出してください。
また、「特別徴収税額の納期の特例」制度承認後、特例の要件を欠く場合には、速やかに「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。様式は千葉市のホームページからダウンロードできます。詳しくは裏表紙をご確認ください。

なお、「特別徴収税額の納期の特例」制度の適用を受けている場合には、次年度以降は再度ご提出いただく必要はありません。

10 審査請求等

- (1) この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- (2) この処分の取消しを求める訴訟は、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、判決を経ないで、千葉市を被告として提起することができます。ただし、①の場合を除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起しなければなりません。
 - ①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
 - ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

11 特別徴収関係書類への個人番号及び法人番号の記載について

特別徴収関係書類を提出する場合には、個人番号及び法人番号の記載が法令により義務付けられています。記載がない場合、後日改めて照会させていただく場合があります。

《記載例 3》(特別徴収継続の場合)

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度		① 現年度	2. 新年度	3. 両年度				
(あて先)千葉市長 令和〇年×月△日提出		所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	フリガナ カアキカイシャ マルバツショウジ	氏名又は名称 株式会社〇×商事 特徴太郎	個人番号 又は法人番号 // // // // // // // // // //	特別徴収義務者 指定番号 069999999999	宛名番号 1234	所属 人事課人事労務係 氏名 特徴花子 電話 000-000-0000 内線(123)				
給与所得者	フリガナ ススキイチロウ	氏名 鈴木一郎	生年月日 昭和50年1月1日	個人番号 222222222222	受給者番号 123456	1月1日現在の住所 〇〇県××市△△3-2-1	異動後の住所	特別徴収税額 (年税額) 140,000	(イ) 徴収済額 6月から10月まで 9月まで 47,200円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 5月まで 92,800円	異動年月日 〇年1月9日30日	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期
	退職する給与所得者が引き続き新しい会社で特別徴収される場合。											
	新しい会社で特別徴収を開始する月とその月割額を記載します。											
	1. 特別徴収継続の場合											
新しい勤務先	特別徴収義務者 指定番号 068888888888 (新規)	法人番号 333333333333	所在地 〒654-3210 〇〇県××市△△3-2-1	フリガナ マルバツフドウザン カアキカイシャ	氏名又は名称 〇×不動産株式会社	担当 所属 庶務社員係 特徴進	納入書 (新規の場合のみ記載)	要 否 (外記載)	1 1	11,600	10	1. 必要 2. 不要
2. 一括徴収の場合												
理由 1. 異動が令和 年12月31日以前 2. 異動が令和 年1月1日以後												
理由 1. 異動が令和 年12月31日以前 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため												
※市町村記入欄												

第十八号様式(用紙日本産業)
(第十条関係)

千葉市の「特別徴収義務者指定番号」と、給与所得者の「宛名番号」は必ず記入してください。

退職する給与所得者が引き続き新しい会社で特別徴収される場合。

新しい会社で特別徴収を開始する月とその月割額を記載します。

千葉市の「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。

「特別徴収継続」の異動届は、異動元の特別徴収義務者が新しい勤務先について把握し、「1. 特別徴収継続の場合」欄まで記入いただき、千葉市へ直接提出してください。空欄の場合は普通徴収へ切替とします。

月割額の記載がない、または記載はあるが金額が誤っている場合、12頁【【注意事項】4】の表と同じ期別で特別徴収開始となります。

《記載例4》(特別徴収への切替の場合)

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄

千葉市の「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。

令和 ○年×月△日 提出 (あて先) 千葉市長	給 与 所 得 者	所在地 (住所)	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号	0699999999		※市町村ごとに異なります	
		フリガナ	カフシキカイシャ マル パツ ショウジ		※新規の場合は記入は不要です 新規の場合、納入書(要・不要)				
		名称 (氏名)	株式会社 ○×商事		担当者 連絡先	係	人事課人事労務係		
		代表者の 職氏名	代表取締役 特徴太郎			氏名	特徴花子		
法人番号	/ / / / / / / / / / / / / / / /		電話	000-000-0000					
フリガナ	ミ ハマ ハマ コ		旧姓	普通徴収切替期別					
氏名	美 浜 浜 子		期別を○で囲んでください。 〔 ①・2・3・4・随時 〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。						
生年月日	昭和・平成 2年3月7日		特別徴収 開始予定月	6分(7月10日納期分)から 特別徴収を開始します。					
個人番号	88888888888888			※開始予定月の前々月末が提出期限(必着)です。					
1月1日 現在の住所	〒263-0024 千葉市稲毛区穴川4-12-1		届出理由	1. 入社 2. その他()					
現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。			受給者 番号					

【添付書類】

普通徴収の納入書(二重納付防止のため、残りの納入書(納期未到来分)を添付してください。)

※すでに納入済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
2. 公的年金所得に係る税額は、給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 月割額や徴収開始月などについては、特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にてお知らせしております。お電話・メール等でのお知らせは致しかねます。
4. 特別徴収開始月と提出期限は以下の通りです。

提出期限(必着)	特別徴収開始月	提出期限(必着)	特別徴収開始月	提出期限(必着)	特別徴収開始月	提出期限(必着)	特別徴収開始月
4月15日	6月~	7月末日	9月~	10月末日	12月~	1月末日	3月~
5月末日	7月~	8月末日	10月~	11月末日	1月~	2月末日	4月~
6月末日	8月~	9月末日	11月~	12月末日	2月~	3月末日	5月~

税額通知の受取方法が電子(eLTAX)の場合は、受給者番号を必ず記入してください。

提出期限と開始月について、必ずご確認の上で記入してください。

【提出先】 〒261-8582 千葉市美浜区真砂5-15-1 千葉市 西部市税事務所 市民税課

《記載例5》(住所誤報の場合)

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		年度		① 現年度		2. 新年度		3. 両年度			
(あて先)千葉市長 令和〇年×月△日提出		所在地		〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号		0699999999			
		フリガナ		カアシキカイシヤ マルバツショウジ		宛名番号		1234			
令和〇年×月△日提出		氏名又は名称		株式会社〇×商事 特徴太郎		所属		人事課人事労務係			
		個人番号 又は法人番号		// // // // // // // // // //		氏名		特徴花子			
		個人番号 又は法人番号		// // // // // // // // // //		電話		000-000-0000 内線(123)			
給与所得者	フリガナ	ススキイチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	氏名	鈴木一郎									
	生年月日	昭和50年1月1日									
	個人番号	222222222222		6月		10月		〇年		7	
	受給者番号	123456		9月		5月		9月		1	
	1月1日 現在の住所	正しい(1月1日現在)住所		140,000		円		30日		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
異動後の 住所	誤って報告した千葉市の住所		円		円		円		住所誤報		

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

1. 特別徴収継続の場合

新しい 徴収義務先	特別徴収義務者 指定番号	06		(新規)	法人番号					新しい勤務先へは、月割額_____円を	
	所在地	〒		担当者 連絡先	所属					_____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	フリガナ			氏名					受給者番号		
	氏名又は名称			電話	内線()				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	_____月 _____日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	_____円	左記の一括徴収した税額は、 _____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄	

《記載例6》(所在地・名称変更等の場合)

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

令和 ○年×月△日 提出 (あて先) 千葉市長		給 与 支 払 者	特別徴収義務者	所在地 (住所) 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	〒012-3456	特別徴収義務者 指 定 番 号	0 6 9 9 9 9 9 9 9 9	※市町村ごと に異なります	
				名 称 (氏 名) 株式会社 ○×商事	担当者 連 絡 先		係	人事課人事労務係	
				代表者の 職 氏 名 代表取締役 特徴太郎			氏名	特徴花子	
				法人番号	/ / / / / / / / / / / / / / / /			電話	000-000-0000

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

		変更年月日	令和 ○年×月△日
事 項	変 更 前 (旧)	※ 変更項目のみ記入してください。	
フリガナ		変 更 後 (新)	
		※ 変更項目のみ記入してください。	
所 在 地 (送 付 先)	〒654-3210 〇〇県××市△△3-2-1	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	
フリガナ			
名 称			
電 話 番 号	— — (内線)	— — (内線)	
変 更 理 由 (該 当 番 号 に ○)	① 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他() ※4～8に該当する場合は、旧指定番号から新指定番号へ転勤させる異動届出書の提出が必要です。		

今後使用する 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		廃止する 指定番号	所 在 地	〒 —	
	2. 新特別徴収義務者の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。			フリガナ		
	指定番号	0 6		※市町村ごと に異なります	名 称	
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 ※ 合併時に新設会社が消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません。			電話番号	— — (内線)	
	指定番号	0 6		※市町村ごと に異なります	法人番号	
		特別徴収義務者 指 定 番 号	0 6	※千葉市の 指定番号		

【提出先】 〒261-8582 千葉市美浜区真砂5-15-1 千葉市 西部市税事務所 市民税課

●平成28年度から市民税・県民税の特別徴収を徹底しています。

1 特別徴収の徹底について

平成28年度課税分から、千葉県下一斉で特別徴収（給与天引き）を徹底しています。

これにより原則、パート・アルバイト・役員を含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。

2 特別徴収を行う義務のある事業者

所得税の源泉徴収を行う義務がある事業者は、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収を行う義務があります。（地方税法第321条の4第1項及び同法第321条の5第1項・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第8条第1項）。常時2人以下の家事使用人のみに対し給与の支払いをする事業所は、所得税の源泉徴収を要しないとされています（所得税法第184条）が、それ以外の事業者は従業員の市民税・県民税・森林環境税について特別徴収をする義務があります。

3 例外として普通徴収が認められる場合

普通徴収切替理由に該当する場合には、給与支払報告書と併せて、普通徴収切替理由書を千葉市に提出することにより、例外的に普通徴収が認められます。なお、普通徴収切替理由に該当する場合には、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記入する必要があります。

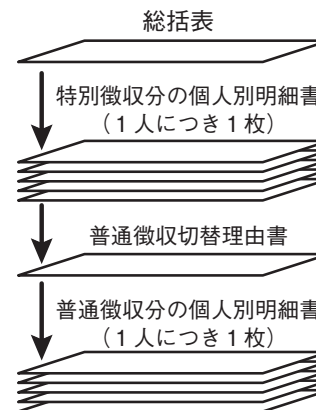
また、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に普通徴収を希望する旨の記載があっても、該当する符号の記載がない場合には原則として特別徴収となります。

※1 電子申告（eLTAX等）を利用した電子媒体で給与支払報告書を提出する場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力してください。また、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記入してください。

※2 電子申告（eLTAX等）を利用した電子媒体で提出される場合、普通徴収切替理由書の提出は不要です。

4 給与支払報告書の提出方法【普通徴収を希望する場合】

●綴り方



●普通徴収切替理由書

千葉市に報告する人員のうち普通徴収とする者の人数を各符号欄に記入してください。

普通徴収切替理由書		
市町村名	千葉市	指定番号
事業者名		
符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)	人
普C	給与が少なく税額が引けない (千葉市の場合、年間の給与支給額が110万円以下)	人
普D	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない、支払額が不安定である)	人
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び休職者	人
合 計		人

○ 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記入してください。

○ この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

○ 符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限ります。

特別徴収税額の納入

1 特別徴収税額の納入と納期限

納税義務者から徴収した月割額は、徴収した月の翌月10日まで（休日及び金融機関の休業日にあたる場合は、その翌日）に、金融機関等で納入してください。

2 特別徴収税額の延滞金

納期限までに納入されなかった場合には、地方税法の規定に基づき延滞金がかかる場合があります。

延滞金の年率	期 間	
	令和8年1月1日から 令和8年12月31日まで	令和9年1月1日から 令和9年12月31日まで
納期限の翌日から1か月間	2.8%	令和8年11月の財務大臣の告示により決定されます。
その後納付の日まで	9.1%	

※年率は、閏年の日を含む期間についても365日として計算します。
延滞金計算時における端数金額の取扱い

計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てます。

また、計算した延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

なお、計算の基礎となる税額が2,000円未満のときは、延滞金がかかりません。

納税は電子納税（共通納税）が便利です。

共通納税システムとは、すべての都道府県、市町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みです。

詳しくは、eLTAホームページをご覧ください。

【～令和8年8月】 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

【令和8年9月～】 <https://www.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

3 納入取り扱い金融機関等（令和7年11月現在）

(1) 千葉市役所、各区役所及び各市民センター

①区役所

中 央	花 見 川	稲 毛	若 葉	緑	美 浜
-----	-------	-----	-----	---	-----

②市民センター

生 浜	松 ヶ 丘	犢 橋	花 見 川	さつきが丘
幕張本郷	山 王	泉	千 城 台	誉 田
土 気				

(2) 千葉市指定・千葉市指定代理・千葉市収納代理金融機関の全国の本支店

①普通銀行

千 葉 銀 行	京 葉 銀 行	千 葉 興 業 銀 行	み ず ほ 銀 行
三 菱 U F J 銀 行	三 井 住 友 銀 行	り そ な 銀 行	東 京 ス タ ー 銀 行
埼 玉 り そ な 銀 行	常陽銀行（納入代行サービスのみ。窓口での納付は対応していません。）		

②信用金庫

千 葉 信 用 金 庫	佐 原 信 用 金 庫	銚 子 信 用 金 庫
-------------	-------------	-------------

③その他

中 央 労 働 金 庫	千 葉 み ら い 農 業 協 同 組 合	ハ ナ 信 用 組 合
横 浜 幸 銀 信 用 組 合（千 葉 支 店 の み）		

(3) ゆうちょ銀行・郵便局

千 葉 県	茨 城 県	栃 木 県	群 馬 県	埼 玉 県
東 京 都	神 奈 川 県	山 梨 県 内 の 郵 便 局		

* 上記以外の地域の郵便局で納入される場合は、『指定通知書』をゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。様式は千葉市のホームページからダウンロードできます。詳しくは裏表紙をご確認ください。

* 納入書の納期限が過ぎた場合は、郵便局で納入ができない場合があります。

納入書の取り扱い

《記入例及び納入書裏面》

特別徴収の納入書は、OCR（光学文字読取装置）により、数字を読み取りますので次の点に留意してください。

- 1 納入税額に変更がない場合は、納入書に税額が印字されておりますので何も記入しないでください。
- 2 納入税額に変更がある場合は、納入書裏面のとおりの税額を訂正してください。

*退職等により、年度途中で納入税額に変更が生じても、納入書は新たに送付していません。納入書の税額を訂正して使用してください。

《納入書記入上の留意点》

- 1 記入数字は、次のように記入してください。

○字体例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

○黒のボールペン又はペンで記入してください。

○数字は枠から出ないように記入してください。

○¥等は、記入しないでください。

- 2 納入書は、折ったり・破ったり・ホッチキス止めしたりしないでください。

《納入書の再発行について》

千葉市ホームページからダウンロードできます。

ダウンロード手順については裏表紙を参照してください。

記入例1（税額に変更があった場合）

※退職所得に係る税額がある場合は、次頁を併せてご参照ください。

千 葉 市		個人市民税 個人県税 森林環境税	納 入 済 通 知 書 ㊦
市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名	
1 2 3 1 0 0 2	00100 7 960292	千葉市会計管理者	
令和 <input type="text" value="△△△△"/>		番 号	納入金額(1)
		0699999999	152,000
①2本線で抹消してください。 訂正印は不要です。			
②変更後の税額を記入 してください。		納 入 金 額 (1)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
		(一括徴収 分を含む)	1 0 6 5 0 : 0
納入すべき金額が右の納入 金額(1)の欄の金額と異なる ときは、納入金額(1)の欄を 横線で抹消し、納入金額(2)の 欄に記入してください。 記入例は領収書裏面を ご覧ください。		退 職 所 得 分	
		延 滞 金	
③合計額を記入し てください。		納 入 金 額 (2)	千 葉 市
納期		合計額	1 0 6 5 0 : 0
東京貯金事務センター (〒330-9794)			
領 収 日 付 印	住所又は 所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	
	特別徴収 義務者 氏名又は 称	株式会社 ○ × 商 事	

納入済通知書の金額欄に¥記号は記入しないでください。

上記のとおり通知します。（受付店→千葉銀行本店(取りまとめ店)→千葉市)

※「給与分」は変更後の金額のみご記入ください。

※「退職所得分」は退職金等に係る税額を記入する欄です。

記入例2 (退職所得に係る税額がある場合) 退職所得の計算方法は、20頁をご覧ください。

(表)

千葉県 個人市民税 納入済通知書 ④

市区町村コード	口座番号	加入者名
121002	00100-7-060292	千葉市会計管理者
令和 <input type="text" value="△△△△"/>	0699999999	納付金額(1) 152,000 円
①2本線で抹消してください。訂正印は不要です。	②変更後の税額を記入してください。	退職所得分 103500
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 記入例は領収書裏面をご覧ください。	③20頁の計算により算出した税額を記入してください。	合計額 198100
領収日付印	住所又は所在地 〒012-3456 ○○県××市△△1-2-3	特別徴収義務者 株式会社○×商事
	④合計額を記入してください。	

納入済通知書の金額欄に¥記号は記入しないでください。

上記のとおり通知します。(受付店→千葉銀行本店(取りまとめ店)→千葉市)

- ※「給与分」「退職所得分」の金額を誤りのないよう正しい箇所記入してください。
- ※退職者の一括徴収分の税額は、他の従業員の給与分と合計して、「給与分」欄へ記入してください。

(裏)

納入申告書

令和 ○年 ×月 △日提出	令和 ○年 ×月分	人員	1人
退職手当等支払金額	10000000		
特別徴収義務者の所在地名称等	62100		
	41400		
特別徴収義務者の住所又は所在地 〒012-3456 ○○県××市△△1-2-3 (受付印)			
特別徴収義務者の氏名又は名称	株式会社○×商事		
法人番号又は個人番号	11111111	11111111	11111111

⑤20頁の計算により算出した税額を記入してください。

⑥特別徴収義務者の所在地名称等をご記入ください。

※特別徴収義務者の「氏名又は名称」欄への押印は不要です。

(税制改正により、令和3年4月1日より押印不要となりました。)
(送付された納入書に④とある場合も、押印は不要です。)

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職者に支払われる退職手当等に係る市民税・県民税は、所得税の場合と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払われる月に特別徴収してください。（退職所得については、森林環境税の特別徴収はありません。）

1 納入市町村

納入市町村（課税市町村）は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における退職者の住所地の市町村です。

2 税額の計算方法〈計算例〉を参照

① 退職所得控除額を求めます。

勤続年数 <small>*1年未満の端数がある場合は切り上げ</small>	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）
20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）
障害による退職の場合	100万円加算

② 退職所得の金額を求めます。（退職所得の金額は、計算後に千円未満を切り捨て）

（ア）一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

$$\boxed{\text{退職手当等の収入金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} \times 1/2 = \boxed{\text{退職所得の金額}}$$

（イ）特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

- a. 役員等勤続年数が5年を超える場合（ア）と同様
b. 役員等勤続年数が5年以下の場合

$$\boxed{\text{退職手当等の収入金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} = \boxed{\text{退職所得の金額}}$$

（ウ）短期退職手当等の計算

a. 退職手当等の収入金額-退職所得控除額が300万円を超える場合

$$150万円 + \left\{ \boxed{\text{退職手当等の収入金額}} - \left[300万円 + \boxed{\text{退職所得控除額}} \right] \right\} = \boxed{\text{退職所得の金額}}$$

b. 退職手当等の収入金額-退職所得控除額が300万円以下の場合（ア）と同様

③ 特別徴収すべき税額を求めます。

（特別徴収すべき税額（市民税、県民税）は、計算後に百円未満を切り捨て）

退職所得の金額	×	税率		=	税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%		(A)	(B)

計算例

左記2②(ア) 一般退職手当等の場合

○ 退職手当等の収入金額14,223,632円、勤続年数25年の場合

① 退職所得控除額を求めます。

$$800万円 + 70万円 \times (25年 - 20年) = 1,150万円$$

② 退職所得の金額を求めます。（計算後に千円未満を切り捨て）

$$\boxed{\text{退職手当等の収入金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} \times 1/2 = \boxed{\text{退職所得の金額}} \rightarrow \boxed{\text{退職所得の金額}}$$

$$14,223,632円 - 11,500,000円 \times 1/2 = 1,361,816円 \rightarrow 1,361,000円$$

③ 特別徴収すべき税額を求めます。（計算後に百円未満を切り捨て）

$$\boxed{\text{退職所得の金額}} \times \begin{matrix} \text{税 市民税 6\%} \\ \text{率 県民税 4\%} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{市民税額 81,660円} \\ \text{県民税額 54,400円} \end{matrix} \rightarrow \begin{matrix} \text{市民税額 81,600円} \\ \text{県民税額 54,400円} \end{matrix}$$

左記2②(イ) 特定役員退職手当等の場合

○ 退職手当等の収入金額11,984,000円、勤続年数5年の役員の場合

① 退職所得控除額を求めます。

$$40万円 \times 5年 = 200万円$$

② 退職所得の金額を求めます。（計算後に千円未満を切り捨て）

$$\boxed{\text{退職手当等の収入金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} = \boxed{\text{退職所得の金額}}$$

$$11,984,000円 - 2,000,000円 = 9,984,000円$$

③ 特別徴収すべき税額を求めます。（計算後に百円未満を切り捨て）

$$\boxed{\text{退職所得の金額}} \times \begin{matrix} \text{税 市民税 6\%} \\ \text{率 県民税 4\%} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{市民税額 599,040円} \\ \text{県民税額 399,360円} \end{matrix} \rightarrow \begin{matrix} \text{市民税額 599,000円} \\ \text{県民税額 399,300円} \end{matrix}$$

左記2②(ウ) a 短期退職手当等の場合

○ 退職手当等の収入金額が6,000,000円、勤続年数が5年の場合

① 退職所得控除額を求めます。

$$40万円 \times 5年 = 200万円$$

② 退職所得の金額を求めます。（計算後に千円未満を切り捨て）

$$\text{退職手当等}600万円 - \text{退職所得控除額}200万円 = 400万円$$

→ 控除後の金額が300万円を超えるため、2②(ウ) aの計算方法となります。

$$150万円 + \left\{ \boxed{\text{退職手当等の収入金額}} - \left[300万円 + \boxed{\text{退職所得の金額}} \right] \right\} = \boxed{\text{退職所得の金額}}$$

$$150万円 + \left\{ 600万円 - \left[300万円 + 200万円 \right] \right\} = 250万円$$

③ 特別徴収すべき税額を求めます。（計算後に百円未満を切り捨て）

$$\boxed{\text{退職所得の金額}} \times \begin{matrix} \text{税 市民税 6\%} \\ \text{率 県民税 4\%} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{市民税額 150,000円} \\ \text{県民税額 100,000円} \end{matrix}$$

3 納入方法

左記の特別徴収した退職手当等にかかる市民税・県民税は、徴収した月の翌月10日までに、金融機関等に納入してください。19頁の納入書には『納入金額』の『退職所得分』欄に金額を記入し、裏面の納入申告書に必ず所要事項を記入してください。◀19頁 記入例2を参照▶

また、退職者の退職所得の源泉徴収票・特別徴収票を退職後1か月以内に提出してください。

4 お問い合わせ

退職所得にかかる市民税・県民税の納入等に関する

お問い合わせ先・提出先 ⇒ 千葉市役所納税管理課収納班

住所：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

電話：043 (245) 5125

○特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。役員等とは ①法人税法第2条第15号に規定する役員 ②国会議員及び地方公共団体の議会の議員 ③国家公務員及び地方公務員をいいます。

○短期退職手当等とは、退職手当等に係る勤続期間（役員として勤務した期間も含みます）が5年以下で、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

※前頁の計算方法のほか、「同じ年に2か所以上から退職手当等が支払われるとき」や「同じ年に一般退職手当等のほか短期退職手当等や特定役員退職手当等がある場合」等の計算方法は、国税庁ホームページをご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp>) ※退職所得に係る市民税・県民税の計算は、所得税法に準じています。

市民税・県民税・森林環境税の課税

1 市民税・県民税・森林環境税の納税義務者

納税義務者	所得割	均等割	森 林 環 境 税
令和8年1月1日現在において、 千葉市内に住所を有する人	○	○	○
令和8年1月1日現在において千葉市の 区内に事務所、事業所又は家屋敷を有す る人で、その区内に住所を有しない人	/	○	/

2 市民税・県民税・森林環境税が非課税となる人

生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
令和7年中の合計所得金額が135万円以下で、障害者・未成年者・寡婦又はひとり親に該当する人
扶養親族なしで合計所得金額が45万円以下の人
扶養家族ありで令和7年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 35万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数) + 31万円

3 市民税・県民税の所得割が課税されない人

扶養親族なしで総所得金額等が45万円以下の人
扶養親族ありで令和7年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人 35万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数) + 42万円

所得税と市民税・県民税の違い

- 課税の基礎となる所得の年が異なります。
所得税は、令和8年中の所得に対する税金を給与から源泉徴収し、年末に再計算（年末調整）します。
市民税・県民税は、令和7年中の所得に対する税金を令和8年度分として、令和8年6月から令和9年5月まで特別徴収します。
- 所得控除額が異なります。

【例】

	市民税・県民税	所 得 税
基礎控除額	～43万円	～95万円
配偶者控除 <small>(合計所得金額900万円以下)</small>	33万円	38万円
扶養控除（一般）	33万円	38万円
扶養控除（特定）	45万円	63万円
扶養控除（老人）	38万円	48万円
生命保険料控除 (各保険料)	旧のみ適用 限度額 3.5万円 新旧適用時 限度額 2.8万円 (合計額の限度7万円)	旧のみ適用 限度額 5万円 新旧適用時 限度額 4万円 (合計額の限度12万円)
地震保険料控除	限度額 2.5万円	限度額 5万円

※所得税と市民税・県民税では、税率も異なります。

各種書類ダウンロード手順（HPから印刷する場合）

同封の申請書及び特別徴収事務必要書類等につきましては、**インターネット上から印刷することができます。**
ダウンロード方法や提出方法について、ご不明点等がありましたら、お問い合わせください。



千葉市市税 申請書ダウンロード

検索



以下の届出書・申請書等について、
千葉市ホームページからダウンロードできます。

- 1 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 [1-3]
- 2 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 [1-4]
- 3 特別徴収切替届出（依頼）書 [1-5]
- 4 光ディスク等による給与支払報告書の提出についてのご案内（申請書等） [1-7]
- 5 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書（給与の支払いを受ける者が常時10人未満の事務所等に限る） [1-8]
- 6 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書 [1-9]
- 7 給与支払報告書（総括表）及び普通徴収切替理由書 [1-10]
- 8 退職所得にかかる
市民税県民税特別徴収税額納入申告内訳書 [1-12]
- 9 市県民税（特別徴収）納入書 [1-13]
- 10 特別徴収の納入取扱郵便局の指定通知書 [1-14]
- 11 納税管理人申告書・承認申請書 [1-15、1-16]
- 12 eLTAXにより提出した
給与支払報告書の受給者番号変更届出書 [1-17]
- 13 特別徴収税額通知書の受取方法変更届出書 [1-18]

更新日：2026年1月28日

申請書等ダウンロード

市税の申請手続き等で用いる様式を掲載しています。

個人市民税関係 法人市民税関係 軽自動車税関係 固定資産税関係
事業所税関係 市税全般（税証明等） 納税関係
↑クリックするとこのページ内の該当部分が表示されます。
※各書類についての請求方法（請求者の範囲、必要な書類）、主な証明の種類、取扱い窓口等の説明は「市税の証明」のページをご覧ください。
※エクセルをご利用のインターネット環境によっては印刷時に体裁が崩れてしまいます。左記の場合には倍率を変更して印刷してください。
地方税法施行規則の改正、千葉市税条例施行規則の一部改正に伴い、令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類については、原則押印が不要となりました。
なお、押印欄のある様式についても引き続きご利用いただけますが、押印は不要です。
※委任者が法人の場合の委任状を除く。

1.個人市民税関係

No.	ファイル名	種類・サイズ
1-1	市民税・県民税申告書	←左をクリック
1-1-2	委任状（市民税・県民税申告書用）	PDF：10 7KB
1-2	市民税・県民税減免申請書	PDF：6K B
1-3	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 （従業員が退職や転勤した際に、雇用主が使用します） 詳しくはこちら	PDF：10 4KB エクセル： 86KB

- > 税の申告・課税
- > 千葉市の申告受付会場での所得税確定申告書の作成相談に関する事前予約は終了しました
- > 市税に関する市の取り組み
- > 市税の種類
- > 申請書ダウンロード
- > インターネットによる市税の電子申告等
- > 改正情報
- > 給与支払報告書の提出
- > 市・県民税、所得税の申告について
- > 市民税・県民税申告書
- > 個人市民税
- > 法人市民税
- > 固定資産税
- > 軽自動車税（種別割）
- > 市たばこ税
- > 鉱産税
- > 事業所税
- > 入選税
- > 都市計画税
- > 市税のしおり
- > 国外に居住する扶養親族について扶養控除等の適用を受ける方へ
- > 個人住民税の特別徴収を徹底します
- > 原動機付自転車の申告